

2019 年 12 月

お客さま 各位

株式会社 宮崎銀行

「二重課税調整制度（外国税額控除制度）」開始のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2020 年 1 月以降に開始される投信資託の「二重課税調整制度(外国税額控除制度)」開始につきまして、お知らせいたします。

なお、詳しい内容につきましては添付のチラシをご確認ください。
今回のご案内につきまして、ご不明な点やご質問等ございましたら、下記照会先までお問い合わせください。

敬具

【照会先】

宮崎銀行 マネーコンサルティング部 電話番号 0985-32-8351

（受付時間：平日 9 時～17 時まで）

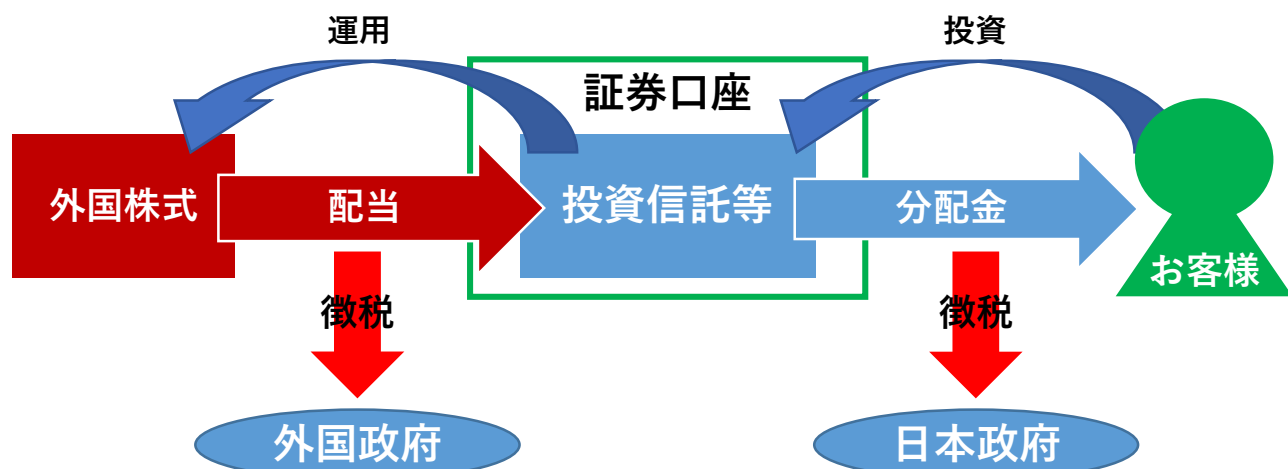
投資信託等の二重課税調整制度開始のご案内

これまで、お客様が証券会社等に開設している口座で保有する投資信託等について、外国株式への投資から得た利益が分配金に含まれている場合には、その投資信託等が外国において徴収された納税額（外国所得税額）と、お客様が受け取る分配金に対する所得税等で、二重に課税が行われている状態にありました。

これについて、証券業界は改善を要望していたところ、2020年1月1日より外国所得税額を考慮して所得税等が課されることとなりましたので、制度の概要についてご案内いたします。

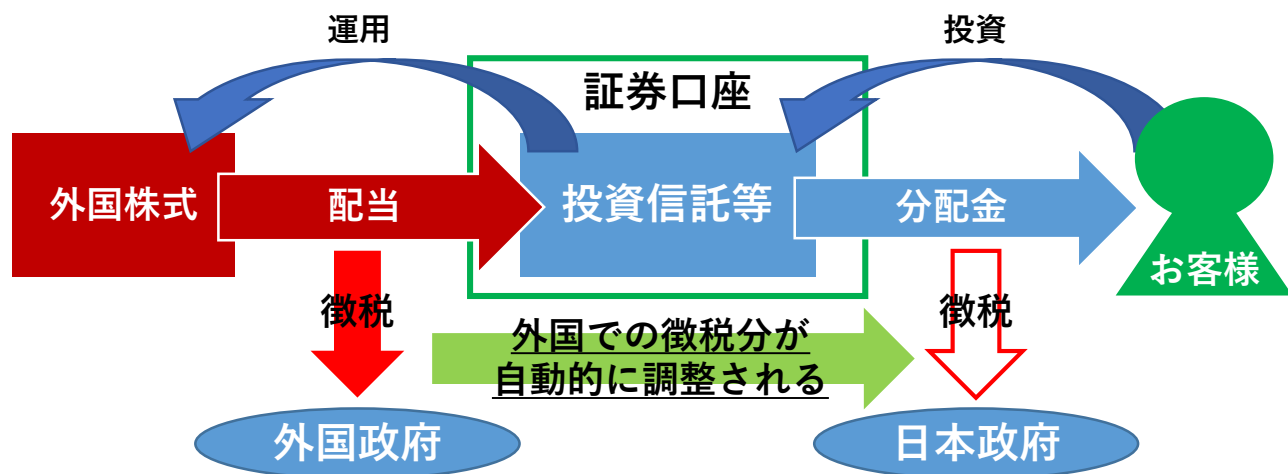
なお、この二重課税調整措置について、**お客様で必要な手続きはなく、2020年1月1日以降に支払われる投資信託等の分配金**に対して、自動的に適用されます。

2019年12月31日までに支払われる投資信託等の分配金



※ 私募投資信託、ETF・J-REIT・JDR（株式数比例配分方式以外）についてのみ、二重課税調整が可能。

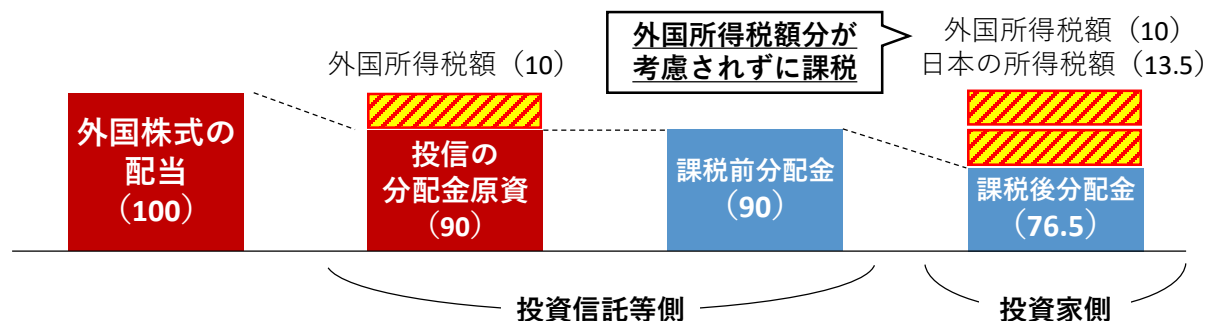
2020年1月1日以降に支払われる投資信託等の分配金



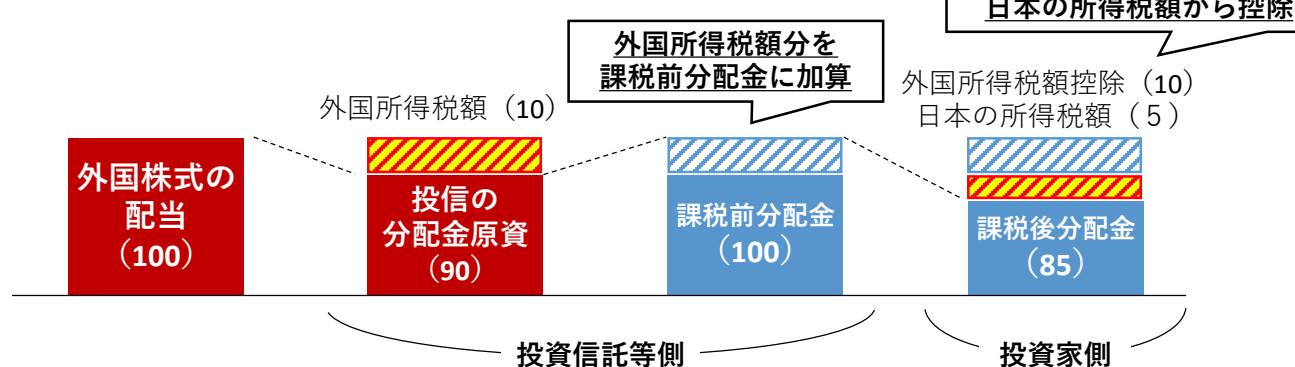
※ 公募投資信託、ETF・J-REIT・JDR（株式数比例配分方式）でも、二重課税調整が可能となった。

二重課税調整の方法

2019年12月31日までに支払われる投資信託等の分配金



2020年1月1日以降に支払われる投資信託等の分配金



※イメージ化のために外国政府における税率を10%、日本政府における税率を15%としていますが、実際には復興特別所得税や地方税が課されます。

※各段階の数値は、保有している商品やその投資先に関する税制、お客様の属性等によって異なります。

本措置の対象となる投資信託等を保有している場合、**2020年1月1日以降に支払われる投資信託等の課税前分配金額**は、外国所得税額が加算された金額となります。

この金額をもとに日本の課税額（国税・地方税）の計算が行われますが、国税は、そこから一定の外国所得税額を控除することによって、二重課税状態を解消するための調整が**自動的に行われます**。ただし地方税については、二重課税調整制度の適用はありません。

なお、日本の所得税額から控除される外国所得税の額は、保有している商品やその投資先に関する税制、お客様の属性等によって差異が生じる可能性があります。

二重課税調整措置の対象

二重課税調整措置の対象となるのは、外国資産（株式・不動産等）に投資を行い、そこから生じた利益をもとに投資家に分配金を支払っている投資信託等です。これらの投資信託等が2020年1月1日以降に支払う分配金については、自動的に二重課税調整が行われます。ただし、対象となる投資信託等をNISA口座で保有されている場合は、国税分は非課税となり、外国との二重課税状態が発生しませんので、本措置の対象となりません。

お客様が保有されている投資信託等のうち、本措置の対象となる上場商品（ETF・J-REIT・JDR）については、今後、東京証券取引所ホームページにてご確認いただけるようになる予定です。

非上場商品については、お取引のある証券会社等にご確認ください。

二重課税調整の計算方法

	源泉徴収税額	加算対象額	控除額
公募投信 上場ETF (比例配分方式) 上場JDR (比例配分方式)	(普通分配金 + 加算対象額) × 税率 - 控除額	外国所得税額 + 内国所得税額	①と②を比較して少ない額 + 内国所得税額 ①外国所得税額 ②(普通分配金 + 外国所得税額 + 内国所得税額) × 税率 × 外貨建資産割合
上場REIT (比例配分方式)	(配当金 + 加算対象額) × 税率 - 控除額	①②③を比較して少ない額 ①外国法人税額 ②配当金 ÷ (100% - 税率) - 配当金 ③(配当金 + ①と②を比較して少ない額) × 税率 × 外貨建資産割合	左記①と②及び③を比較して少ない額

〔 保有している金融商品の種類によって、二重課税調整の計算方法が異なりますので 分配金の額が同じであっても、控除金額には差異が生じることがあります 〕

【計算例①】

公募投信 A を100口保有しており、1口あたり分配金100円（普通分配金50円、特別分配金50円）が支払われた場合（分配金1円あたりの外国所得税額0.1円・内国所得税額0円、外貨建資産割合70%）

1. 加算対象額の計算

外国所得税額：1円あたりの外国所得税額 × 普通分配金の額 = 0.1円 × (50円 × 100口) = 500円

※ 特別分配金は非課税のため、二重課税調整制度の適用はありません。

加算対象額：外国所得税額 + 内国所得税額 = 500円 + 0円 = **500円**

2. 控除額の計算

①外国所得税額 1円あたりの外国所得税額 × 普通分配金の額 = 500円

②(普通分配金 + 外国所得税額 + 内国所得税額) × 税率 × 外貨建資産割合

= { (50円 × 100口) + 500円 + 0円 } × 15.315% × 70% = 589円

⇒ ② > ①のため、控除額は**500円**

3. 源泉徴収税額の計算

国 税：{ (50円 × 100口) + **500円** } × 15.315% - **500円** = **342円**

地方税：(50円 × 100口 + **500円**) × 5% = **275円**

※ 地方税について、二重課税調整制度の適用はありません。

4. 税引後受取分配金

(普通分配金 + 特別分配金) - 源泉徴収税額

= (50円 × 100口) + (50円 × 100口) - (342円 + 275円) = **9,383円**

【計算例②】

上場REIT α を100口保有しており、1口あたり配当金100円が支払われた場合（分配金1円あたりの外国法人税額0.1円、外貨建資産割合70%）

1. 加算対象額の計算

①外国法人税額：1円あたりの外国法人税額 × 配当金の額 = 0.1円 × (100円 × 100口) = 1,000円

②配当金 ÷ (100% - 税率) - 配当金 = 10,000円 ÷ (100% - 15.315%) - 10,000円 = 1,808円

③(配当金 + ①と②を比較して少ない額) × 税率 × 外貨建資産割合

= (10,000円 + 1,000円) × 15.315% × 70% = 1,178円

⇒ ② > ③ > ①のため、加算対象額は**1,000円**

2. 控除額の計算

1. より、② > ③ > ①のため、控除額は**1,000円**

3. 源泉徴収税額の計算

国 税：{ (100円 × 100口) + **1,000円** } × 15.315% - **1,000円** = **684円**

地方税：(100円 × 100口 + **1,000円**) × 5% = **550円**

※ 地方税について、二重課税調整制度の適用はありません。

4. 税引後受取分配金

配当金 - 源泉徴収税額 = (100円 × 100口) - (684円 + 550円) = **8,766円**

交付書面への記載例

◆ 特定口座年間取引報告書（記載例）

2020年以降に証券会社から交付される特定口座年間取引報告書には、二重課税調整制度の開始によって「上場株式配当等控除額」の欄が追加されます。「上場株式配当等控除額」には、前ページでの計算の結果求められた控除額が記載されます。

※ 証券会社によって、書式が異なります。詳しくは、お取引のある証券会社にお問合せください。

		(配当等の額及び源泉徴収税額等)						
種類		配当等の額		源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)	特別分配金の 額	上場株式 配当等控除額	外国所得税 の額
特定 上場 株式 等 の 配 当 等	株式、出資又は基金	千	円	千	円		内 千 円	
	特定株式投資信託						内	
	投資信託又は 特定受益証券発行信託						内	
	オープン型証券投資信託					千 円	内	

◆ 配当等の支払通知書（記載例）

2020年以降に証券会社から交付される配当等の支払通知書には、二重課税調整制度の開始によって「通知外国税相当額等」の欄が追加されます。

「通知外国税相当額等」には、前ページでの計算の結果求められた控除額が記載されます。

※ 証券会社によって、書式が異なります。詳しくは、お取引のある証券会社にお問合せください。

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地		
	氏名又は名称		
種類	銘柄		株数又は口数
支払確定日又は支払年月日	配当等の金額	通知外国税 相当額等	源泉徴収税額 (国税)
年 月 日	千 円	内 千 円	千 円
			特別徴収税額 (地方税)
			千 円

本リーフレットは2019年10月時点で公布されている法令を基に作成しています。
詳しくはお取引のある証券会社等にお問い合わせください。